

前期分(1~6月)に

専従者・従業員・パート等に給与支払をされた方は、

**7月10日(月)までに
源泉所得税の納付が必要です。**



納期の特例適用者

源泉所得税がかからない額(0円)でも、税務署への報告(納付書の提出)の必要があります。

事務局では、**源泉所得税相談会**を

実施しておりますので、ぜひご利用下さい!

相談期間：6月15日(木)~7月10日(月)(土・日を除く)

受付時間：午前9時~11時、午後1時~3時30分

持ち物：税務署より送付されている下記の書類

源泉徴収簿

(または、毎月の給与等の支給額がわかるもの)

納付書(所得税徴収高計算書)

~ 専従者・従業員のマイナンバーを教えてくださいませんか? ~

年末調整の際に、源泉徴収票への記載が必要となります。

「給与所得者の扶養控除等申告書」へ番号を記載してもらい、管理しておきましょう。

マイナンバー記載書類は番号と身元を確認し、鍵付きの場所で保管しましょう。



【一般社団法人みどり青色申告会事務局】

横浜市青葉区田奈町 13-17

TEL: 045-989-5011

FAX: 045-989-5022

e-mail: midori-aoiro@nifty.com

ホームページ: 'みどり青色' で検索